

募 集 要 領

1. 総則

本業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2. 業務の内容

本業務の内容は、別紙1「委託概要書」のとおりとする。

3. 「企画案の募集」への参加申込み

本業務について参加を希望する者は、別紙2「企画競争参加申込書」を提出することをもって参加を申し込み、「企画案の募集に関する説明会」において説明を受けること。

(1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

① 紙による提出

紙による申込書等の提出を希望する場合には、下記(3)の場所に提出すること。

② 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による提出

郵便等による申込書等の提出を希望する場合は、下記(3)あてに提出すること。

③ 上記①及び②以外の方法による申込書等の提出を希望する場合には、下記(2)に示す申込書等の提出期限までに下記(3)に連絡すること。

(2) 提出期限等

令和7年5月9日(金)までの、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下、「休日等」という。)を除く午前9時30分から午前12時及び午後1時から午後5時30分。なお、郵便等により提出する場合は、送達時間等を十分考慮し、封筒に『「産業投資のポートフォリオの管理運営に必要なコンサルティング業務」の企画競争参加申込書在中』と朱書きし、書留郵便により下記(3)あてに提出期限までに必着するよう提出する。

(3) 受付窓口

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1

財務省大臣官房会計課契約第二係(財務省本庁舎1階 東183号室、担当:岩崎)

電話 03-3581-4111(内線2142)

4. 「企画案の募集」に関する説明会の実施

本業務に関する概要、日程等について、以下のとおり説明会を実施する。

(1) 開催日時

令和7年5月16日(金)10時30分～12時

(2) 場所

東京都千代田区霞が関 3-1-1

財務省会議室（財務省本庁舎 B 東 62A 会議室）

5. 企画案等の提出書類、提出期限等

(1) 企画案提出時の提出書類

ア 企画案（別紙 3 の様式に沿った適宜の様式）正本 1 部、副本 3 部（副本については、（4）のとおり、提案者が非特定となるよう処置すること）

（ア）事業者の概要・体制・実績等

① 事業者の概要・本業務に対する事務処理体制（守秘義務・情報管理を含むコンプライアンス体制を含む）

② 事務処理体制メンバーの業務経歴・資格・実績

③ 国内外のファンド設立（結果的に留保となった場合を含む）に対する支援実績（複数件）

※ ③において、別紙 1「委託概要書」4.2.に規定する条件を満たすことが確認できるよう記載すること。

※ また、令和 7・8・9 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「業務の提供等」で、関東・甲信越地域の資格を有する者であることの証明を添付すること。

（イ）業務内容についての企画提案

④ 産業投資ポートフォリオ及び個別機関の定量的評価・モニタリングにかかる支援業務

⑤ 産業投資におけるモニタリング等の内部プロセスにかかる見直し業務

⑥ 産業投資ポートフォリオ及び産投機関の民間企業との比較分析業務

⑦ 産業投資の管理運営のための人材育成に向けた支援業務

イ 見積書（企画を実現するための必要な経費内訳）：正本 1 部、副本 1 部

なお、消費税及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定に基づき算出すること。

ウ 指名停止等に関する申出書（別紙 4）、誓約書（別紙 5）

エ 証明書（写し）

「審査要領」の審査方針・審査項目 2. ④の評価に係る認定等を証する書類として、次のものの写しを提出すること。（認定を受けた者のみ提出すること）

（ア）女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）等に関する基準適合一般事業主認定通知書

（イ）次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定又はトライくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

（ウ）若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定

通知書

(エ) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届

(オ) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届

(カ) 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」(平成 28 年 9 月 26 日内閣府男女共同参画局長決定)に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書

(2) 提出方法

下記(3)の期限までに上記3.(1)の方法により提出すること。

(3) 提出期限等

令和7年5月30日(金)までの、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下、「休日等」という。)を除く午前9時30分から午前12時及び午後1時から午後5時30分。なお、郵便等により提出する場合は、送達時間等を十分考慮し、封筒に『「産業投資のポートフォリオの管理運営に必要なコンサルティング業務」の企画案在中』と朱書きし、書留郵便により上記3.(3)あてに提出期限までに必着するよう提出する。未着の場合の責任は貴社に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

(4) 提出にあたっての注意事項

- ・ 企画案等の作成、提出等に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 提出する企画案等は1者につき1点とする。
- ・ 提出する企画案等は返却しない。
- ・ 企画案等に係る文書の作成に用いる言語は、原則として、日本語とする。これにより難しい場合は、翻訳文を添付するなどして対応すること。
- ・ 企画案はA4の用紙を使用し、40枚以下の枚数とすること。
- ・ 企画案等には営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、原則として、非公開とする。
- ・ 選考審査の公平性を保持するため、選考審査において用いる企画案等の副本は、企画内容を含め、事業者を伏す等提案者が非特定となるよう処置をとること。
- ・ 企画案等の提出後においては、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。

6. 実施予算

50,000,000 円

見積もりに当たっては、調査、検討、資料作成等及び消費税等の一切の経費を含めること。

ただし、契約締結に際しては、支出負担行為担当官が法令に基づき作成する予定価格の範囲内で締結する。

なお、消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出すること。

また、当該企画を実現するために必要な経費内訳を提出すること。

予算額を超えて提案があった場合は失格となることに留意すること。

7. 企画案等の無効

「企画案の募集」に関する公告記載のもの以外で、次に掲げるものに該当する参加申込みは無効とする。

- ・ 本募集要領の規定に違反する参加申込み
- ・ 企画案等に虚偽の記載をしたもの
- ・ 提出期限までに到達しなかった企画案
- ・ その他契約担当官等が提出書類不完全と認めたもの

8. 選定基準

選定にあたっては、提出された企画案等に基づいて審査を行い、選考基準を満たし、かつ、最も評価の高い企画案を提出した1者を選定する。

9. その他留意事項

- (1) 企画案を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、3.(3)の受付窓口で書面をもって質問を行うか、又は提案者の判断として想定した前提条件を明記の上、記載し、提出することとする。
- (2) 契約にあたっては、審査の結果選定された企画案のすべてを採用するものではない。
- (3) 本募集要領に定めのない事項は、すべて会計法規に定めることによって処理する。
- (4) 契約に当たって、契約保証金の納付は、全額免除とする。

以上

委託概要書

1. 調達件名

「産業投資のポートフォリオの管理運営に必要なコンサルティング業務」

2. 概要

2.1. 背景

財政投融資特別会計投資勘定では、政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業に対する出資及び貸付を行う産業投資を行っている。

令和6年7月の財政制度等審議会・財政投融資分科会において「財政投融資の在り方に関する議論の整理」がとりまとめられ、産業投資全体のポートフォリオ管理や各機関の投資活動に対するモニタリングの高度化などについて提言がなされた。

具体的には、「産業投資のポートフォリオ全体の収益性について、定量的な投資評価指標によりモニタリングやディスクロージャーを行っていくべき」ことや、「各産投機関（特に官民ファンド）の個別投資案件についても横比較可能な形で定期的に必要なデータを取得した上で、体制整備を図りつつ分析を行うことが適当」であり、「こういった知見も積極的に活用し、産業投資全体として適切な収益を上げながら、各種の政策課題に効果的・効率的に対応していくべく、ポートフォリオ全体を考慮した資金配分がなされるべき」といった指摘を受けている。

2.2. 調達の目的

令和7年3月31日時点において産業投資の残高がある機関（以下「産投機関」）は25機関（NTT、JTを除く）存在するが、現状、産投機関の収益性について定量的な投資評価指標に基づき評価を行ったうえで産業投資全体のポートフォリオ管理が出来ていたとは言えず対応が求められる。また、個別の産投機関における収益性を把握し分析することにより適切にモニタリングしていくことも必要である。

本調達は、2.1の提言や上記を踏まえ、定量的な投資評価指標により産業投資全体のポートフォリオ管理及び個別の産投機関のモニタリングを行うことにより、効率的な産業投資の運営管理を行うことを目的とする。

3. 業務内容及び契約期間等

3.1. 業務内容

- (1) 産業投資ポートフォリオ及び個別産投機関の定量的評価・モニタリングにかかる支援業務

産業投資全体のポートフォリオ及び個別の産投機関を定量的に評価・モニタリングするため、その際の適切な収益性等の指標（内部収益率（IRR）、投資マルチプル、等）や評価方法にかかる提案及び当該指標や方法に基づく分析・評価を行う。また、分析等に基づき産業投資の重点的かつ効率的な資源配分に関する知見を提供する。なお、分析等を行う対象機関は、産投機関 25 機関とする。

(2) 産業投資におけるモニタリング等の内部プロセスにかかる見直し業務

財務省理財局の財政投融资担当部署における産業投資にかかるモニタリング等の内部プロセスについて、現状把握を行ったうえで課題を抽出し、改善策を提案する。

(3) 産業投資ポートフォリオ及び産投機関の民間企業との比較分析業務

産業投資ポートフォリオ及び個別の産投機関の現状分析を行ったうえで、産投ポートフォリオの資源配分や産投機関の投資決定方法等を民間企業（ファンド等）と比較分析することで、産業投資における課題抽出を行い、改善策を提案する。

(4) 産業投資の管理運営のための人材育成に向けた支援業務

企業投資（M&A等）やファンド運用（バイアウト、ベンチャー等）にかかる事業を行っている民間金融機関等による財務省職員向けの意見交換会（勉強会）の設定、開催を行う。開催頻度は年 2 回程度。

※ (1)～(4)いずれについても、契約期間を通して財務省からの相談に随時対応する。

3.2. 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

3.3. 作業場所

財務省理財局財政投融资総括課及び支出負担行為担当官財務省大臣官房会計課長の指定する場所

4. 受注条件

本業務の受注条件等については、以下の条件をすべて満たすこととする。

なお、作業の実施にあたっては、受注者の責任及び負担において、作業量、工程、期間（日程計画）、手段及び品質管理の方法を明らかにし、その観点から財務省が指定する納期までに作業を確実に完了させることが可能であること。

4.1. 受注者の体制

本業務の実施に際しては、本業務受注者側に最低限以下のコンサルティング担当者が配置されることを想定している。

体制	役割
コンサルティング責任者	・ 本業務受注者における、業務全体の責任者。 ・ 円滑にプロジェクトを遂行するための、要員指導、プロジェクト管理を行う。 ・ プロジェクトに係るリスク管理を行う。 ・ プロジェクトにおける納入・品質・コストの全責任を負う。 ・ 納入物の最終内容確認を行う。 ・ 本業務に係る財務省との協議、調整にあたる専任の窓口。
作業従事者	・ プロジェクト責任者の指示に基づき、資料、文書、納入物の作成を行う。 ・ 問題分析、各種調査等を担当する。

また、以下の点を遵守すること。

- (1) 財務省が必要とする場合は、随時打ち合わせを開催すること。
- (2) 作業負担に応じて作業従事者を適宜追加すること。
- (3) 受注者は、コンサルティング担当者を限定して支援作業を行うものとし、事前に、財務省に対し当該従事者を書面により通知すること。
- (4) 財務省が前項の従事者の中に支援業務の遂行について、著しく不適当な者がいると認める場合には、受注者に対してその理由を付して通知し、必要な措置を要求することができるものとする。財務省からこの要求があったときは、受注者はその趣旨に従い、誠実に対応すること。
- (5) 「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年十二月十三日法律第九十一号）」において定められる休日以外の午前9時から午後6時の間に、電話連絡が取れる体制を確保すること。また、財務省からの問い合わせに対しては当日中に一次回答し、原則として1週間以内に正式な回答を行うこと。ただし、1週間以内に正式な回答ができない場合は、後続の作業方針について提示し、財務省の合意を得ること。

4.2. 受注者の条件

次に掲げる条件を満たすこと。

- ・ 国内外のファンド設立（結果的に留保となった場合を含む）支援実績を複数件有していること。

4.3. 受注者の義務

- (1) 受注者が本業務を遂行する上で作成した資料（電子媒体を含む）の一切の著作権及び所有権は財務省に帰属するものとする。
- (2) 受注者（受注者の使用する者を含む。以下同じ。）は、支援業務により知り得た業務上の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。なお、契約期間終了後も同様とする。
- (3) 受注者は、機密保持に関する誓約をするとともに、財務省とのデータの受渡しに際しては、受渡実績表を作成するなど情報漏洩の防止に万全を期することとし、当該データは契約期間満了日までにすべて消去又は返却すること（データの写しを含む。）。
- (4) 受注者は、主たる支援業務を自ら履行するものとし、第三者への委託は認めない。

5. 納入物及び納入期日

5.1. 納入物

納入物及び納入期限は次のとおりとする。なお、既に提出した納入物について、変更の必要が生じた場合には、変更履歴を管理するとともに、速やかに変更部分の差し替え版を提出し、財務省の承認を受けること。

番号	納入物	内容	納入期日
1	作業計画書	本調達の範囲内における、詳細な作業項目、スケジュール、会議体、標準的な管理要領、財務省との役割分担等の本業務を遂行する上で必要な事項が記載された資料	契約締結日より1週間以内
2	産業投資ポートフォリオ及び個別産投機関の定量的投資評価・モニタリング指標にかかる提案書及び管理フォーマット	「 3.1.(1) 産業投資ポートフォリオ及び個別産投機関の定量的評価・モニタリングにかかる支援業務」において作成した報告書、各種提案資料及びポートフォリオ管理のためのフォーマット	財務省と協議の上決定する
3	産業投資におけるモニタリング等の内部	「 3.1.(2) 産業投資におけるモニタリング等の内部プロセスにかかる見直し業務」において作成した報告書又は資料	財務省と協議の上決定する

	プロセスにかかる見直し業務に関する報告又は資料		
4	産投ポートフォリオ及び個別産投機関と民間企業との比較にかかる報告又は資料	「3.1.(3) 産業投資ポートフォリオ及び産投機関の民間企業との比較分析業務」において作成した報告書又は資料	財務省と協議の上決定する
6	その他業務上作成される文書等	その他、本業務の過程で作成される議事録や説明資料等	財務省と協議の上決定する

5.2. 納入方法

成果物の納入にあたり、以下の要件に従うこと。

- (1) 本業務の受注者は、作業計画書作成段階で、財務省と納入物及び納入物の内容について合意を得ること。
- (2) 納入に先立ち納入物を適宜提示した上で、財務省との協議及び調整を行うと共に、必要に応じて見直しを行うこと。
- (3) 納期までに、指定の納入物を印刷物及び電子媒体（CD-R、CD-RW 等）により提出すること。
 - ・用紙サイズ等

日本工業規格 A4 版で縦置き横書きを原則とする。図表については、必要に応じて、A3 版縦置き横書きもしくは A3 版横置き横書きを使用することができる。
 - ・データ形式

ドキュメント類を電子媒体に保存する形式は、Microsoft Word、Excel、Power Point 又は PDF 形式とする。ただし、財務省が別途形式を定めて提出を求めた場合はこの限りではない。
- (4) 印刷物及び電子媒体（CD-R、CD-RW 等）については、正副 2 部ずつ用意すること。
- (5) 納入物は日本語で作成すること。
- (6) 納入に当たり、財務省による確認を実施することとする。財務省は納入物について検査を行い、本概要書に示す各作業を満たしていない場合を不合格とする。不合格の場合、本業務受注者は、財務省の指示に従い、本業務受注者の責任と費用により遅滞なく再作成、再納入及び再検査を受けなければならない。

- (7) 当該業務を遂行する上で作成した資料の一切の著作権及び所有権は財務省に帰属する。

5.3. 納入場所

各成果物の納入場所は、財務省が別途指定する場所とする。

6. 特記事項

6.1. 契約の変更

原則、本調達の委託期間は上記で示したとおりであるが、以下のような場合、契約内容を、中止を含め変更できるものとする。その際、財務省は受注者に著しく不利にならないように配慮する。

- (1) 当方のやむを得ない事情により計画の大幅変更が発生した場合。
- (2) 経済情勢の著しい悪化等により当初予算計画通りに業務を遂行することが困難になった場合。

6.2. コンサルティング担当者の変更

コンサルティング担当者の変更は、事前に財務省の許可を受けることとする。

また、財務省は受注者に対し、作業を履行する上で不相当と認められるコンサルティング担当者の交代を双方協議の上、求めることができる。

6.3. 留意事項

本概要書に定めのない事項については、受注者と財務省で協議の上決定する。

「産業投資のポートフォリオの管理運営に必要なコンサルティング業務」における機密保持に関する誓約書

財務省理財局財政投融资総括課長 殿

私及び別添リストに掲載の当社社員は、「産業投資のポートフォリオの管理運営に必要なコンサルティング業務」に従事するにあたり、以下の事項の遵守を誓約いたします。

1. 機密情報とは、
 - (1) 本作業に関する電子データ、その他有形な媒体により提供された情報で、かつ財務省が機密であると指定したもの
 - (2) 財務省から口頭で開示された情報で、かつ財務省が機密であると指定したものとする。
2. 本作業の履行によって知り得た機密情報について、財務省の承認が無い場合は、第三者に開示・漏洩しない。また、情報媒体の持ち出し、インターネットによる持ち出しについても禁止する。
3. 機密情報を本誓約書に違反し、第三者に開示・漏洩、もしくは無許可に使用した場合には、財務省は、私の所属する会社に対し、当該行為の差し止め、及び損害賠償を請求することができる。
4. 財務省からの書面による要求があった場合、機密情報を返還又は財務省の立ち会いの下で破棄する。
5. 本誓約書に規定の事項は、私が作業に従事しなくなった場合にも、適用されるものとする。

令和 年 月 日

(事業者名)

(署名)

別添リスト

所属

職 役

(フ リ ガ ナ)

氏 名

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

()

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長 殿

申込者 住 所
 商号又は名称
 代 表 者 氏 名

企画競争参加申込書

令和 7 年 4 月 1 6 日付「企画案の募集（産業投資のポートフォリオの管理運営に必要なコンサルティング業務）」に関する公告を承知の上、「企画案の募集」に参加を申し込みます。

（本件にかかる照会・連絡先）

担 当 者 ：（事業者名）

（部・課・係等）

氏名

電 話 ：

E-Mail：

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長 殿

申込者 住 所
 商号又は名称
 代 表 者 氏 名

「企画案の募集（産業投資のポートフォリオの管理運営に必要なコンサルティング業務）」に係
る企画案

標記の件について、別添のとおり企画案を提出します。

（本件にかかる照会・連絡先）

担 当 者 ：（事業者名）

（部・課・係等）

氏名

電 話 ：

E-Mail：

(企画案提出にあたっての留意事項)

企画案は、以下の構成で記述し、内容は追加的に照会する必要がないよう、具体的かつ簡潔に記載すること。

(1) 事業者の概要・体制・実績等

- ① 事業者の概要・本業務に対する事務処理体制（守秘義務・情報管理を含むコンプライアンス体制を含む）
- ② 事務処理体制メンバーの業務経歴・資格・実績
- ③ 国内外のファンド設立（結果的に留保となった場合を含む）に対する支援実績（複数件）

(2) 業務内容についての企画提案

- ④ 産業投資ポートフォリオ及び個別機関の定量的評価・モニタリングにかかる支援業務
- ⑤ 産業投資におけるモニタリング等の内部プロセスにかかる見直し業務
- ⑥ 産業投資ポートフォリオ及び産投機関の民間企業との比較分析業務
- ⑦ 産業投資の管理運営のための人材育成に向けた支援業務

令和 年 月 日

(申出書提出日)

指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代 表 者 名

産業投資のポートフォリオの管理運営に必要なコンサルティング業務の企画案の提出に当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し上げます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、本企画案の募集には参加いたしません。

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別添役員等名簿により提出する当方の個人情報
を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

財務省大臣官房会計課長 殿

令和 年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

役員等名簿

法人(個人)名:

役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

審査要領

1. 「企画案の募集」に係る業務依頼先を選定するにあたっては、別紙の審査方針・審査項目に沿って審査を行うこととする。

2. 企画選考委員会は、

財政投融資総括課	財政投融資企画官
財政投融資総括課	課長補佐（ファンド管理係担当）
財政投融資総括課	課長補佐（産業投資総括係担当）
財政投融資総括課	経理第二係長

の4名で構成されるものとする。なお、経理第二係長を見積書審査委員とする。

3. 見積書審査委員以外の企画選考委員は、業務依頼先審査採点票（企画内容審査委員用）に記入することにより、各参加者から提出された企画案の内容について審査を行うものとする。見積書審査委員は、業務依頼先審査採点票（見積書審査委員用）に記入することにより、各参加者から提出された見積書の審査を行うものとする。企画選考委員による見積書以外の企画案についての評点 600 点（67%）と見積書審査委員による見積書についての評点 300 点（33%）の合計点が各参加者の総合評点とする。
4. 企画案等には、業務上の機密事項が含まれていることに配慮し、各参加者の企画案等は非公開とすることから、これに基づく具体的な審査結果についても同様に非公開とする。
5. 審査の結果、採用の是非については、遅滞なく参加者に対し通知する。

審査方針・審査項目

審査事項	考え方・備考
1. 審査方針 提出のあった企画案について、採点方式による評価を行う。総合評点が最も高い企画案の提出者を業務依頼先に選定する。 いずれの提案にしても提案内容が要件を満たさない場合は、採択を見合わせることもある。	
2. 審査項目（配点） 企画内容審査 事業者の概要・体制・実績等 ① 事業者の概要・本業務に対する事務処理体制（守秘義務・情報管理を含むコンプライアンス体制を含む）（90点） ② 事務処理体制メンバーの業務経歴・資格・実績（40点） ③ 国内外のファンド設立（結果的に留保となった場合を含む）に対する支援実績（複数件）【必須項目】（60点） ④ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（30点） 業務内容についての企画提案 ⑤ 産業投資ポートフォリオ及び個別機関の定量的評価・モニタリングにかかる支援業務（120点） ⑥ 産業投資におけるモニタリング等の内部プロセスにかかる見直し業務（120点） ⑦ 産業投資ポートフォリオ及び産投機関の民間企業との比較分析業務（100点） ⑧ 産業投資の管理運営のための人材育成に向けた支援業務（40点） 見積書審査 ⑨ 企画を実現するために必要な経費内訳（300点）	審査観点 ①～③及び⑤～⑧ 見積書審査委員以外の各審査員において、各自提出済みの企画案に対する企画内容を評点する。 審査項目等の詳細については審査項目評価要領を参照すること。 必須項目に欠格がある場合には失格とする。 ④における加点に係る要件については、別添「調達時におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準」により得点を与えることとする。 なお、評価の対象とする認定等を証する書類を提出する必要がある。詳細は「募集要領」を参照。 ⑨見積書審査委員において評点を行う。 予算額を超えて提案があった場合は失格とする。
3. 評価方法 見積書審査委員を除く各審査員の評点の平均点と見積書審査委員の評点を合計したものを総合評点とする。	

(別添) 調達時におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準

評価項目	認定等の区分 ※ 1		配点
ワーク・ライフ・ バランス等の推 進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチ ナえるぼし認定企業) 等	プラチナえるぼし ※ 2	30
		えるぼし 3 段階目 ※ 3 (5つの基準の全てを 満たす)	24
		えるぼし 2 段階目 ※ 3 (5つの基準のうち3 つまたは4つの基準を満た す)	18
		えるぼし 1 段階目 ※ 3 (5つの基準のうち1 つまたは2つの基準を満た す)	12
		行動計画 ※ 4	6
	次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・トライ くるみん認定企業・プラチナ くるみん認定企業) 等	プラチナくるみん ※ 5	30
		くるみん(令和7年4月1日 以後の基準) ※ 6	24
		くるみん(令和4年4月1日 ～令和7年3月31日までの 基準) ※ 7	18
		トライくるみん(令和7年4 月1日以後の基準) ※ 8	18
		くるみん(平成29年4月1日 ～令和4年3月31日までの 基準) ※ 9	18
		トライくるみん(令和4年4 月1日～令和7年3月31日 までの基準) ※ 10	18
		くるみん(平成29年3月31 日までの基準) ※ 11	12

	行動計画(令和7年4月1日以後の基準) ※4・12	6
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	24

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
(例:「えるぼし認定3段階目」の認定を受け、かつ「くるみん(令和4年4月1日以降の基準)」の認定を受けている企業の場合は配点が高い24点を加算)
- ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定
なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
- ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定(ただし、※9及び※11の認定を除く。)
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定(ただし※11の認定を除く。)
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)

による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に掲げる基準による認定

※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

※13 内閣府男女共同参画局長の認定等に相当することの確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

業務依頼先審査採点票（企画内容審査委員用）

企画案提出者：_____

企画選考委員氏名：_____

（令和 年 月 日）

審査項目	配点	採点	備考
① 事業者の概要・本業務に対する事務処理体制（守秘義務・情報管理を含むコンプライアンス体制を含む）	90 点		
② 事務処理体制メンバーの業務経歴・資格・実績	40 点		
③ 国内外のファンド設立（結果的に留保となった場合を含む）に対する支援実績（複数件）【必須項目】	60 点		
④ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	30 点		
⑤ 産業投資ポートフォリオ及び個別機関の定量的評価・モニタリングにかかる支援業務	120 点		
⑥ 産業投資におけるモニタリング等の内部プロセスにかかる見直し業務	120 点		
⑦ 産業投資ポートフォリオ及び産投機関の民間企業との比較分析業務	100 点		
⑧ 産業投資の管理運営のための人材育成に向けた支援業務	40 点		
合 計	600 点		

（注）必須項目を満たしていない場合は、備考欄にその旨記載する。

業務依頼先審査採点票（見積書審査委員用）

企 画 案 提 出 者 : _____

企画選考委員氏名 : _____

（令和 年 月 日）

審査項目	配点	採点	備考
⑨企画を実現するために必要な経費内訳	300 点		

契 約 書（案）

支出負担行為担当官財務省大臣官房会計課長 奈良井 功（以下「甲」という。）と、【契約者】（以下「乙」という。）とは、次の条項により「産業投資のポートフォリオの管理運営に必要なコンサルティング業務」に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行しなければならない。

（本契約の目的）

第2条 本契約では、別紙2「仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき行う、産業投資のポートフォリオの管理運営に必要なコンサルティング業務（以下「本業務」という。）に関する事項を定めるものである。

2 乙は、本契約の条項に従い、本業務を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（履行場所）

第3条 業務の履行場所は、仕様書に記載する場所とする。

2 乙は、乙が業務を履行するために必要な要件を満たす履行場所を、乙の負担であらかじめ用意するものとする。

3 甲は、必要に応じて、前項の履行場所を視閲することができるものとする。

4 前2項の履行場所の要件及び乙が当該履行場所を使用するに当たって遵守すべき事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日とする。

（契約金額）

第5条 契約金額は、 円（内消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

（契約保証金）

第6条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の乙に対する弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(下請け、委任等の禁止)

第8条 乙は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(応札条件の維持)

第9条 乙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び甲の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

2 乙は、本業務、本納品物及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体された成果物、ソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、または使用させてはならない。

3 乙は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

4 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は乙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約金として請求することができる。この場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第26条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

5 個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙1の取扱いを遵守しなければならない。

6 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(費用負担)

第11条 本業務の遂行に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(監督等)

第12条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(事情変更)

第13条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。ただし、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(期間の延長)

第14条 乙は、天災地変その他正当な理由により本契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲に期間の延長を求めることができる。

- 2 甲は、乙の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲が相当と認める日数の期間を延長することができる。
- 3 乙は、仕様書に定める期限までに仕様書に定める納入物（以下「納入物件」という。）の提出を行うことができないと認めたときは、直ちにその理由及び提出予定期日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。
- 4 乙の責に帰すべき事由による延期の申し出があった場合、乙は、違約罰として甲に対し、遅延日数に応じ、契約金額に対して年2.5%の遅延損害金を納付するものとする。
- 5 前項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第26条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

（検査）

- 第15条 乙は、本業務を終了したときには、納入物件を添えて速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 甲は、乙から前項の規定による報告を受けた日から10日以内に検査職員をして検査を行わなければならない。
 - 3 甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。
 - 4 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
 - 5 検査の結果不合格の場合、乙は、甲の指定する期間内に、乙の費用により不合格品を引き取り、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上、再度検査を受けなければならない。
 - 6 乙が前項の甲の指定する期間内に不合格品を引き取らないときは、甲は、乙に対し、これを乙の費用で返送することができる。返送しない場合でも、甲は、不合格品の保管につき、何ら責を負わないものとする。
 - 7 第3項、第5項及び第6項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

（契約金額の請求及び支払）

- 第16条 乙は、本業務を完了したときは、甲があらかじめ定める書式又は甲に事前に提出してその承認を得た乙の書式による支払請求書をもって、契約金額の支払を甲に請求するものとする。
- 2 前項の請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
 - 3 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に、乙の金融機関の口座へ振込みにより支払わなければならない。
 - 4 前項の期限内に甲の支払がないときは、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」の定めるところによる。

（業務完了後における説明等）

- 第17条 乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（著作権等）

- 第18条 納入物件に関する乙の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、納品の完了をもって乙から甲に譲渡されたものとする。

- 2 本契約における納入物件の著作権及び二次的著作物の著作権は、甲に帰属するものとする。また、甲は本契約における納入物件について、自由に複製、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに任意に開示できるものとする。ただし、本契約において納入される納入物件のうち、従来から第三者が著作権を有しているものについては、当該第三者に権利留保されるものとする。なお、この場合においても、本契約に基づき利用する目的の範囲内に限り、甲は第三者に権利留保された著作権を自由に複製、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとする。
- 3 本契約における納入物件に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、甲が特に使用を指示した場合を除き、乙は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うこととする。この場合、甲は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- 4 乙は、本業務に関して公表又は出版をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 5 乙は、甲に対して一切の著作者人格権を行使しないこととし、また第三者をして行使させないものとする。

（知的財産権等の権利侵害）

- 第 19 条 乙は、納入物件に関し、国内外の第三者が所有する著作権、特許権、回路配置利用権、ノウハウを含む産業財産権等（公告又は公開中のものを含み、以下「知的財産権」という。）を侵害する恐れがある場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の知的財産権に関して、権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟手続に限られない。）、その責任及び負担において、その紛争を処理及び解決するものとし、甲に対し、一切の損失を被らせないものとする。

（乙の契約不適合責任及び品質保証義務違反）

- 第 20 条 甲は本業務を完了した日から起算して 1 年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で、本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。
 - （1）本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
 - （2）本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
 - （3）契約不適合を原因として、甲の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第1項ないし第3項に基づく各請求ができるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(解 除)

第21条 甲は、自己の都合により、乙に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙に次の各号に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の履行に支障が生じると認められるときは、甲は、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
- (2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 甲に重大な損害又は危害をおよぼしたとき。
- (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
- (5) 本業務の履行に著しい遅延のあったとき。
- (6) 第15条に規定する再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
- (7) 契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は第20条に規定する甲の請求に応じないとき。
- (8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
- (10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
- (11) 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
- (12) 解散の決議をしたとき。
- (13) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(15) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(17) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。

(19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。

(20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。

(21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。

(22) その他、第18号から第21号に準ずる行為をしたとき。

3 甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約金として請求することができるものとする。

4 乙が、本契約で別途定める場合を除き、本契約上の規定に違反した場合には、甲は、第1項の解除をしない場合でも、乙に対して契約金額の100分の30に相当する金額を違約金として請求することができるものとする。

5 前2項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第26条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

(本契約の任意解約等)

第22条 甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。

2 甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。

(1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用

(2) 本契約の一時中止又は打切りの場合 当該時点までに乙に発生した合理的な費用

3 前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなる問わす金銭を要求することができないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第23条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 24 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった (同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)、第 7 条の 9 第 1 項、第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった (同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき (独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人) が刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)、第 7 条の 9 第 1 項又は第 2 項の規定による納付命令 (独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定の適用がある場合に限る。)を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった (同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき (独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)
- (2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 乙は契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、第 26 条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(調査)

第 25 条 甲は必要と認める場合には、期限を示して、乙にその業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者 (甲と契約関係に

ある公認会計士等を含む。)を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。

- 2 乙は、前項に規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 4 前項の場合において、乙は、甲が実際に被った損害について、第26条に規定する損害賠償を免れないものとする。

(損害賠償)

第26条 乙は、債務不履行に基づき甲に損害を与えた場合は、甲に対し、一切の損害を賠償するものとする。

- 2 前項の損害には、甲が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において甲が国民等に支払いを要する金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

(賠償金等の徴収)

第27条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ年3.0%で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ年3.0%で計算した額の遅延損害金を徴収する。

(不当介入に関する通報・報告)

第28条 乙は、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争の解決)

第29条 本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともこれに服するものとする。

- 2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙の平等の負担とする。

(法律、規格等の遵守)

第30条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(人権尊重努力義務)

第31条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令

和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(補則)

第32条 本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

本契約の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関 3－1－1
支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長
 奈良 井 功

乙 【 契 約 者 】

個人情報に関する取扱い (第 10 条第 5 項)

(定義)

第 1 条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

(秘密保持)

第 2 条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」という。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第 3 条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

(複製等)

第 4 条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であつて、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

(管理)

第 5 条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、又はき損の防止その他の、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

(1) 個人情報の取扱い責任者

(2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者

(3) 個人情報の授受、移送方法

(4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」という。）の方法

(5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法

(6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、媒体等への技術的安全装置の内容

(7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂

行に従事する者（以下「従業員等」という。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（個人情報の取得）

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

（問合せ等）

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

（事故発生時の対応等）

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

（再委託の取扱）

第10条 乙は、本件業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（監査）

第11条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙1上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又

は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(別紙2)

仕様書
(契約締結時に作成)